

# 名古屋市地域強靱化計画(素案)の概要

## <全体の構成>

### 第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

- 名古屋市を強靱化する意義や計画の位置づけなど

### 第2章 名古屋市強靱化の基本的な考え方

- 地域特性やまちづくりの方向性
- 想定する大規模自然災害リスクとして地震災害及び風水害等を設定
- 名古屋市を強靱化する意義や地域特性を踏まえた6つの基本目標
- 基本目標の実現に向けた留意事項

### 第3章 名古屋市強靱化の現状と課題(脆弱性評価)

- 大規模自然災害を想定した42の起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)及び強靱化に取り組む15の施策分野のもと、現行施策の状況等について分析・評価を実施(風水害に係る脆弱性評価を追加)

### 第4章 推進すべき施策の方針

- 脆弱性評価を踏まえ、地域の強靱化に向けた将来的な視点を含め、名古屋市や愛知県、国、関連事業者、民間団体等が連携を図りながら推進すべき施策の方針を提示(「風水害対策に関する方針」を追加)

### 第5章 優先的な取り組み事項

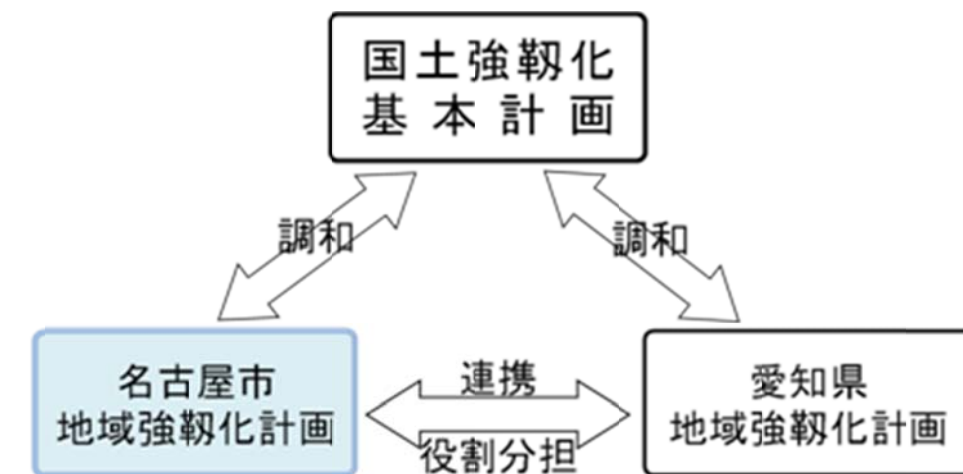
- 推進すべき施策の方針に基づき、平成30年度までに本市が優先的に取り組む事項について主な指標や事業を掲載(「風水害対策」を追加)

### 第6章 計画推進の方策

- 計画の推進体制や進行管理、見直しの考え方

## ■計画の位置づけ

- 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づく国土強靱化地域計画として策定
- 国土強靱化基本計画で示された「基本的な方針」を踏まえるなど調和を保ちつつ、愛知県地域強靱化計画との連携・役割分担を考慮



## ■名古屋市を強靱化する意義

- 大規模自然災害から市民の命や財産を守り、本市の社会経済活動を維持する
- 名古屋大都市圏の産業・経済活動等の持続的成長を促進する
- 首都圏が被災した場合のバックアップ機能や他地域が被災した場合のサポート機能の充実により国全体の強靱化に寄与する

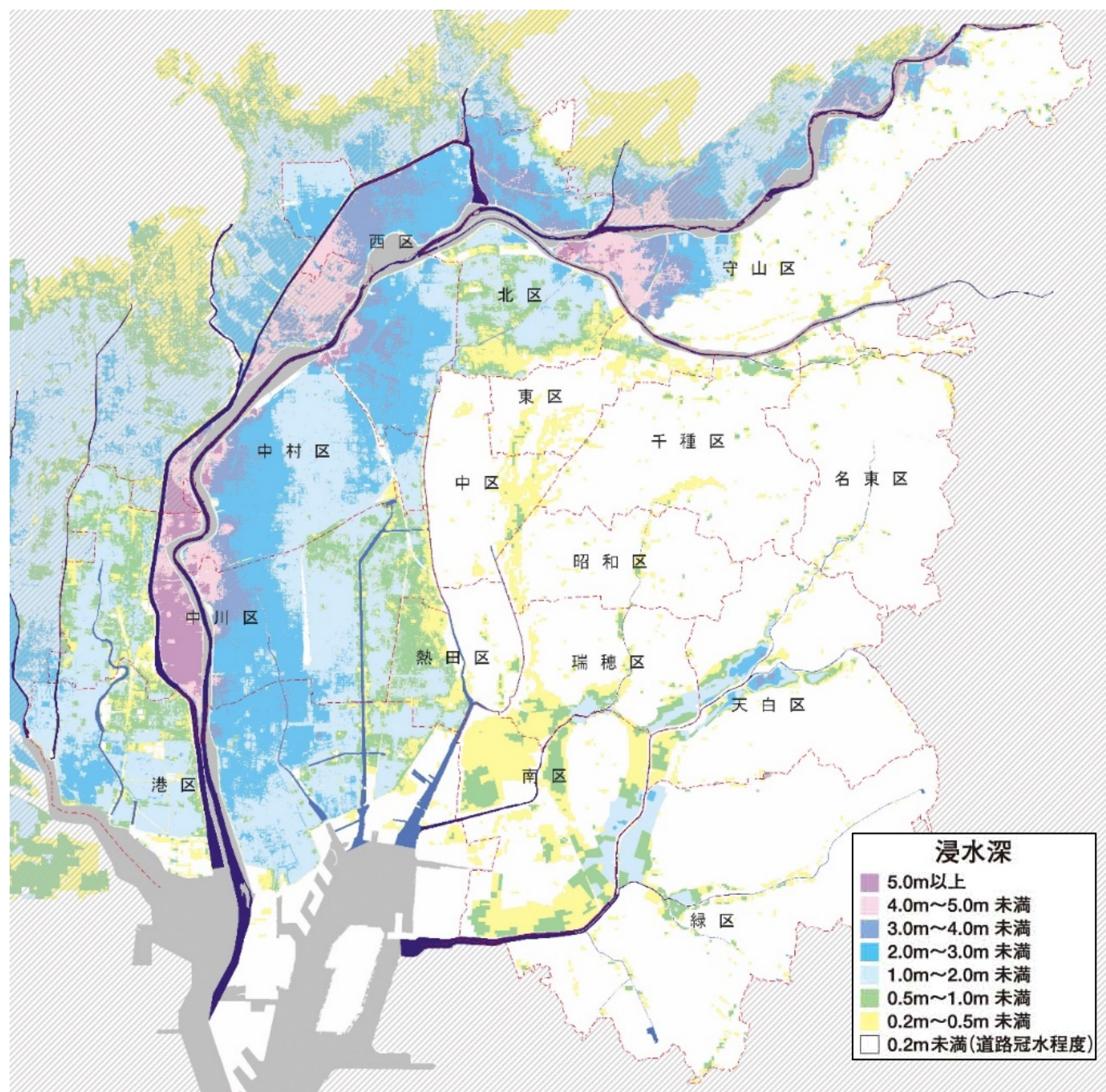
## ■名古屋市強靱化の基本目標

- I. 市民の命を最大限守る
- II. 地域及び社会の重要な機能の致命的な障害を回避する
- III. 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する
- IV. 迅速な復旧復興を可能にする
- V. 他地域や他団体との連携を強化する
- VI. 中部圏の中心都市として強靱化に貢献する

## ■風水害に関する被害想定

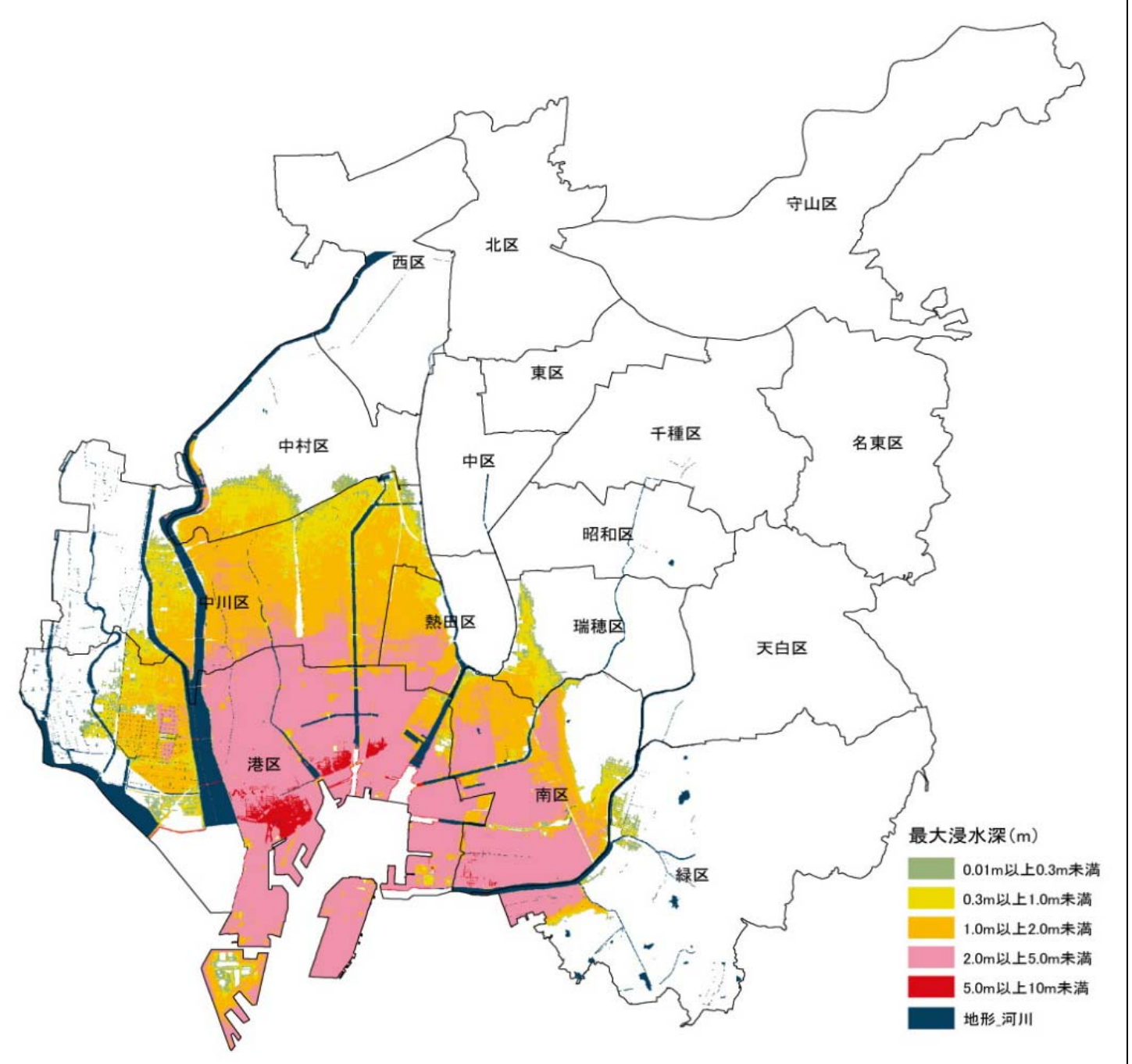
### 洪水・内水ハザードマップ (H22.6 名古屋市公表)

- 洪水ハザードマップ：主要な河川において計画規模の雨が降った場合を前提
- 内水ハザードマップ：東海豪雨レベルの雨が市全域に降った場合を前提



### 高潮浸水想定 (H26.11 愛知県公表)

- 想定し得る最大規模の高潮として、日本に上陸した既往最大規模の台風（室戸台風級）が、愛知県沿岸に対し最も影響があるコースをとる場合を前提



※水防法改正 (H27.5) に伴い、今後、想定し得る最大規模の洪水、内水（雨水出水）、高潮に係る浸水想定区域の指定等が進む予定であり、改めて所要の見直しが必要となる。

## ■名古屋市強靱化の現状と課題(脆弱性評価)【第3章】

大規模自然災害を想定した42の起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)及び強靱化に取り組む15の施策分野のもと、現行施策の状況等について分析・評価を実施

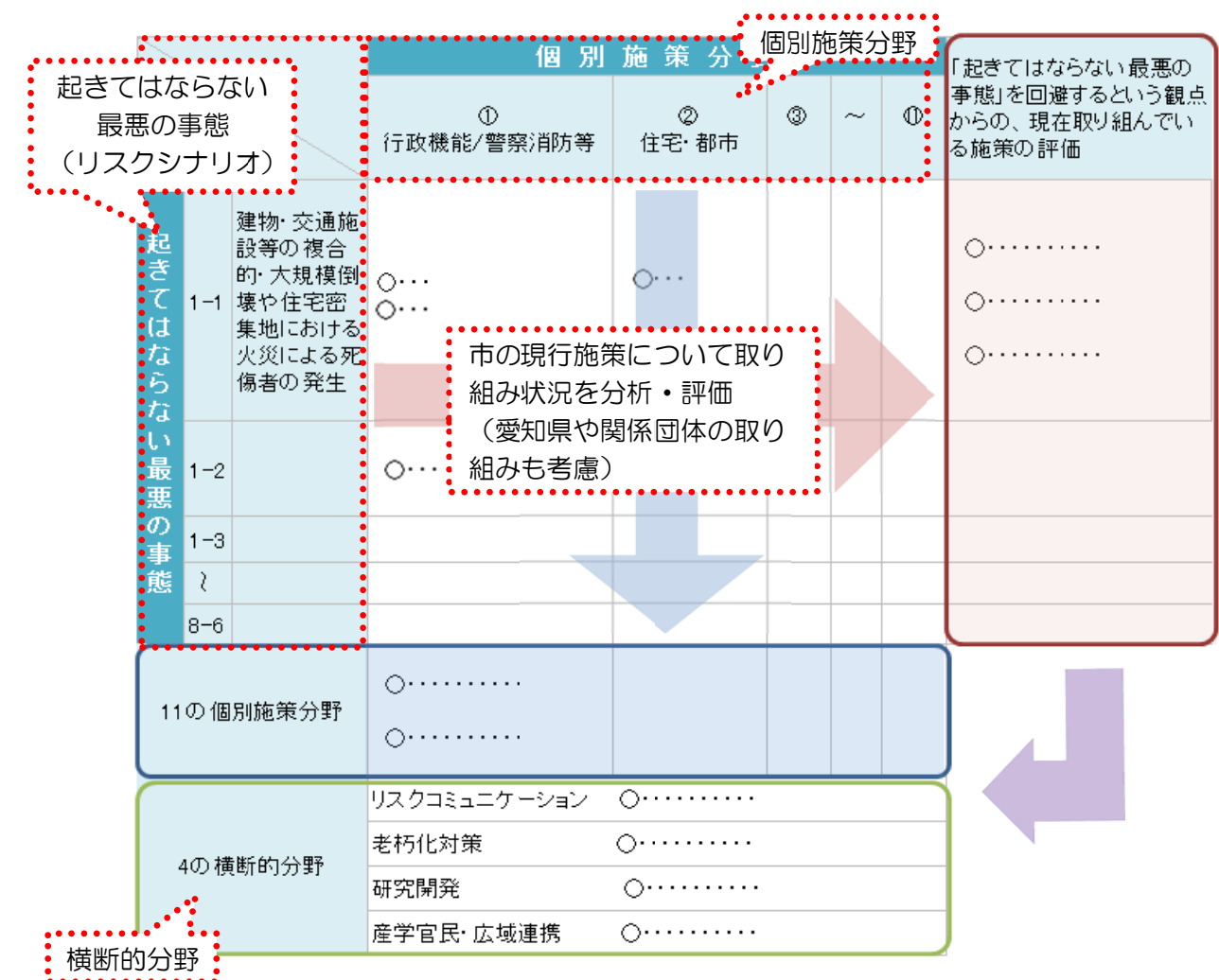
### ○事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護を最大限図る	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
	1-4 堤防の沈下、水門等の倒壊による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
	1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等を迅速に行う	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による都市の混乱
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化
	3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	3-3 首都圏での中央官庁の機能不全による行政機能の大幅な低下
	3-4 三の丸地区等の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
	5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4 陸・海・空の基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に基大な影響が発生する事態
	5-6 食糧等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止
	6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態
	6-6 異常湧水等による用水の供給の途絶
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生
	7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
	7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-4 排水機場等の防災施設、ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-5 有害物質の大規模拡散・流出
	7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8 大規模自然災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2 復旧・復興を担う人材(専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等)や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

### ○施策分野の設定

個別施策分野		横断的分野
1. 行政機能/警察・消防等	7. 交通・物流	1. リスクコミュニケーション
2. 住宅・都市、	8. 農林水産	2. 老朽化対策
3. 保健医療・福祉	9. 地域保全	3. 研究開発
4. エネルギー	10. 環境	4. 産学官民・広域連携
5. 情報通信	11. 土地利用	
6. 産業・経済		

### ○脆弱性評価のイメージ



## ■推進すべき施策の方針【第4章】※風水害関連

脆弱性評価を踏まえ、地域の強靱化に向けた将来的な視点を含め、名古屋市や愛知県、国、関連事業者、民間団体等が連携を図りながら推進すべき施策の方針を提示

### <脆弱性評価を踏まえた主な課題>

- まちづくりと治水との整合を図りながら、河川や下水道等の治水施設整備に関する総合調整を行い、全市的な視野に立った統一的な方針を検討することが必要
- 従来から1時間50mm～60mmの降雨に対応する施設整備を進めてきたが、より大きな降雨に伴う災害を軽減する観点から基本的な考え方を整理することが必要
- 流域対策としての雨水流出抑制を進めることが必要
- ポンプ設備等の排水施設や防災拠点などについて、風水害時における機能確保等の検討が必要
- 平成27年5月の改正水防法に基づき、想定し得る最大規模の降雨や高潮を前提として浸水想定区域の指定等が進むため、情報伝達や避難に関する対策の充実を図ることが必要 など

### <主な方針>

施策項目（抜粋）	方針（抜粋・要約）
総合的な治水対策	○河川・下水道等の相互調整などを行いながら、全市的な視点に立った統一的な治水方針を検討し、必要に応じて施設能力の増強や中川運河等を活用 ○浸水被害を軽減するため、雨水流出抑制を推進するとともに、適切な防災情報の提供や簡易水防工法の普及など、自助・共助を支援する取り組みを拡充
河川の整備等	○河川整備計画に基づき、河川のはん濫等による浸水被害の軽減を図るため、河川改修等を推進
雨水対策の推進	○著しい浸水被害が集中した地域や都市機能の集積する地域を対象に実施している緊急雨水整備事業を着実に推進 ○緊急雨水整備事業以外の地域では、必要に応じて下水道施設や排水施設の集水能力を増強などの対策を検討・実施
排水施設の防災対策・機能確保	○老朽化した下水道施設や排水施設について確実に改築更新を実施するとともに防災性の向上を検討する。 ○土地改良区内の老朽化により排水機能が低下した排水機場と農業用排水路について計画的に改良・改修を実施
効率的かつ効果的な湛水排除の検討	○風水害により長期湛水が想定される区域の湛水排除を効果的に行うため、関係機関が連携して湛水排除の手順を検討
がけ崩れ対策の実施	○市内におけるがけ崩れの恐れのある市有地において、がけ崩れ対策を検討・実施
交通施設等に関する防災対策の実施	○地下鉄施設について、止水板の強度アップや立上げ作業の迅速化対策などの機能強化を進めるとともに、ソフト面の対策として避難対策を充実 ○老朽化や生育環境の悪化による倒木や折れ枝等の危険性がある街路樹の計画的な更新（植え替え）・撤去及び適正な維持管理を実施
防災拠点の機能確保等	○防災拠点において、洪水、内水はん濫、高潮による浸水から機能継続性（電力、通信、備蓄等）を確保するための対策を推進
上下水道施設の機能確保等	○災害対応力の強化や関係機関との連携による復旧の迅速化に向けた取り組みや、施設相互のバックアップ機能の強化など、安全度の向上策について検討
ハザードマップの作成等	○想定し得る最大規模の洪水、内水（雨水出水）、高潮を前提としたハザードマップを作成し、住民等に災害リスクの周知や避難方法の啓発等の対策を推進
情報収集・提供対策の実施	○円滑かつ迅速な避難情報の提供を図るため、洪水、内水はん濫、高潮に係る水位到達情報を適切に周知する体制の構築
災害時情報提供の多重化	○本市関連施設へ設置された公衆無線LANについて、災害発生時におけるアクセスポイントの無償開放など、災害時の通信基盤、情報提供手段として活用
避難路の整備及び避難場所の確保	○風水害等による被害に対し、緊急輸送道路や避難路となる都市計画道路の整備 ○各災害（洪水・内水・土砂・高潮）に応じた指定緊急避難場所の指定基準を検討・策定し、指定を推進
円滑な避難体制の整備	○洪水、内水はん濫、高潮、土砂災害の危険性など地域の特性や災害時要援護者の避難支援を考慮した、応急対策や避難・誘導を含む実践的な訓練を実施 ○最大規模の高潮や洪水を想定し、時系列での行動や広域避難のあり方について関係機関が連携して検討
地下街等の防災対策に関する取り組み	○洪水や内水はん濫、高潮による浸水が想定される地下街等について、浸水防止対策の徹底や利用者の安全確保を図るための体制づくりを推進

## ■優先的な取り組み事項【第5章】※風水害関連

推進すべき施策の方針に基づき、平成30年度までに本市が優先的に取り組む事項について指標（40指標）、事業（132事業）を掲載

施策分野		主な事業（●は風水害関連で追加した事業）
個別 施策 分野	行政機能 [14]	○防災活動拠点等の機能確保策の検討 ○土木事務所の機能の維持・強化 ○災害時の対応マニュアルによる訓練・検証 ○職員用防災備蓄の確保 ○災害救助用物資の備蓄 ○避難所への情報提供の仕組みの検討 ○避難所運営マニュアルの整備の推進 ○被害想定を踏まえた避難所の機能確保策の検討 ○避難所開設・運営訓練の充実 ○災害用トイレの備蓄 ○復興イメージトレーニングの実施 ○災害復興計画策定に係る体制の検討 など
	警察・消防等 [32]	●総合水防訓練の実施 ●水防情報システムの運用 ●道路・河川等監視情報システムの運用 ●水防法改正に伴う水位周知体制の構築 ○助け合いの仕組みづくりの推進 ○災害時の外国人支援体制の充実 ○災害時の情報伝達の充実 ○災害情報等の収集・伝達方法の検証 ○消防団員の充足率の向上 ○被害想定を踏まえた動員・参集計画の整備の推進 ○災害ボランティア受入体制の充実 など
	住宅・都市 [6]	●指定緊急避難場所の指定 ●地下街等における避難確保及び浸水防止に係る対策の推進 ○小中学校等における窓ガラス飛散防止対策等 ○生涯学習センター等における窓ガラス飛散防止対策等 ○応急仮設住宅配置計画図及び応急仮設住宅建設候補地台帳の整備 など
	保健医療・福祉 [8]	○医療機関との情報連絡に関するマニュアルの策定 ○休日急病診療所等の改築補助 ○災害時における医薬品等の調達及び供給 ○災害時におけるお薬手帳の活用の啓発 ○被災者の健康保持のための啓発の推進 ○災害時要援護者の避難場所の充実 など
	エネルギー [3]	○非常用電源設備の機能強化 ○非常用電源の燃料調達体制の構築 ○防災拠点における安定したエネルギー確保策の検討
	情報通信 [2]	○情報システムの安定的な運用 ○避難所の通信機能の維持
	産業・経済 [1]	○事業継続計画の策定支援事業
	交通・物流 [13]	○緊急輸送道路の整備 ○橋りょうの維持・補修 ●側溝補修・改良 ●車道清掃及び側溝しゅん濇等の実施 ○道路附属物等の老朽化対策 ○地下鉄施設の浸水対策 ○大規模小売業者等との協定締結の推進 ○物資集配拠点マニュアルの策定 ●街路樹の再生 など
	農林水産 [1]	○土地改良区の排水機場の長寿命化
	地域保全 [18]	○名古屋港の防災機能強化 ○浸水区域の湛水排除に関する検討 ●ポンプ施設の維持修繕及び運転管理 ●河川・水路等の維持管理 ●水防活動準備 ●都市下水路の整備 ●農業用水路の改良 ●緊急雨水整備事業の実施 ●ポンプ施設の改築 ○下水管の改築 ●雨水流出抑制の推進 ●公園がけ崩れ危険箇所 対策の実施 ●公園樹の適正管理 など
環境 [2]	○アスベストの飛散防止 ○災害廃棄物処理計画の策定	
土地利用 [3]	○街区の世界座標化の推進 ○オープンスペースに係る利用計画の策定に向けた検討 ○駅そばまちづくりの推進	
横断的 分野	リスクコミュニケーション [16]	○男女平等参画の視点から考える防災についての意識啓発 ○外国人防災啓発事業の実施 ○市民向け防災に関するイベントによる普及啓発 ○防災啓発媒体の更新 ○災害に関する歴史の調査 ○自主防災組織の活動支援 ○防災安心まちづくり事業の推進 ○防災に関する教員研修の実施 ○保育所入所児童への防災教育の推進 ○児童・生徒への防災教育の推進 ●水防法改正に伴うハザードマップの見直し・作成 など
	老朽化対策 [9]	(○車道舗装の補修) (○街路灯の更新・補修) (○道路附属物等の老朽化対策) (○橋りょうの維持・補修) (○排水路の改良・補修) (○ポンプ施設の更新・整備) (○河川の整備) (○土地改良区の排水機場の長寿命化) (○下水管の改築)
	研究開発 [0]	—
	産学官民・広域連携 [4]	(○関係活動機関との連絡会議の開催) (○関係活動機関との合同連携訓練の実施) (○自治体間の相互連携等の推進) (○防災関係機関との情報共有・連携の強化)

※ [ ] は事業数、( ) は再掲事業